

戻入れ・移入 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書
輸出・廃棄

(収受印)		整理番号 ※					
平成 年 月 日 税務署長 殿 税関長	製造場又は保税地域の所在地及び名称		(千 円)	(円)	(円)	(円)	
	申 請 者	住所又は居所	(千 円)	(円)	(円)	(円)	
		氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)				印
		同上代理人					印
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第6項又は第7項に規定する確認を受けたいので、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ		パイプたばこ	葉巻たばこ	刻みたばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
	本則税率分	軽減税率分					
数量	本	本	g	g	g	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における、製造場に戻し又は移送した者	住所又は居所		(千 円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称		(千 円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	申 告 者	住所又は居所	(千 円)	(円)	(円)	(円)	(円)
		氏名又は名称					
輸出又は廃棄の場合における、輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称			(千 円)	(円)	(円)	(円)	(円)
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日			平成 年 月 日				
戻入れ又は移入の場合における、控除又は還付を受けるための申告書の月分			平成 年 月分				
その他参考となるべき事項							
※上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法の一部改正に伴う関係政令の整備に関する政令（平成22年政令第60号）第3条第7項又は第9項の規定により、通知します。							
第 号 平成 年 月 日			税務署長 税関長 印				

- (注) 1 この申請書は、2通提出してください。
 2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。
 3 ※印欄は、記入しないでください。